

# 患者給食業務委託仕様書

委託者 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する患者給食及び保育所給食業務に係る仕様を以下のとおり定める。

## 1 委託業務名

患者給食業務委託

## 2 履行期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

ただし、乙は令和8年3月31日までに現受託者から業務の確実な引き継ぎを受け、運用開始に向けた諸準備を十分に行っておくものとする。なお、引き継ぎに係る一切の費用は乙の負担とする。

## 3 履行場所

【調理場所】

岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地 岐阜県立多治見病院

【配膳場所】

岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地 岐阜県立多治見病院

## 4 委託業務内容

委託業務の内容は、「委託業務内容及び業務分担区分」（別紙1）及び「栄養管理基準（業務指針）」（別紙2）による。

## 5 乙の基本的遵守事項

- (1) 給食が入院時食事療養として患者に対する治療行為の重要な一環であることを認識し、病態の変化や病状に応じた食事づくりを適正管理下で行うこと。
- (2) 患者のニーズを把握し、給食内容の研究と改善に努めることにより患者サービスの向上を図ること。
- (3) 適正な人員配置と効率的な運営により、給食業務の円滑な遂行を図ること。
- (4) 嚥食者が抵抗力の少ない患者であることを認識し、衛生管理については「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添（最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号））、「栄養管理基準（業務指針）」（別紙2）、甲の感染対策マニュアル等を遵守のうえ、適正管理下で行うこと。
- (5) 従業員に対し、給食業務に精通させるための教育訓練を継続的に実施すること。
- (6) 患者及びその家族等と接する際には、十分な接遇や言葉づかいに留意し、患者満足度の維持・向上に努めること。
- (7) 「事業継続計画書」等甲の災害に関する規程やマニュアルを認知し、甲の行う災害対策に積極的に協力すること。なお、甲は災害拠点病院の指定を受けていることから、甲と災害時優先協定を締結すること。

## 6 業務体制等

- (1) 乙は、甲に常駐する乙の従業員の中から、業務責任者及び副責任者を選任し、業務時間内にいずれか1名以上配置すること。業務責任者は、委託業務の実施を管理・記録し、他の従事員への指示連絡を行うとともに、甲との連絡調整に当たるものとする。副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者の不在時にこれを代理するものとする。
- (2) 業務責任者は、病院における患者給食業務に5年以上の経験を有し、かつ厚生労働大臣が認定する患者給食受託責任者講習を修了した者又は同等の能力を有する者の中から選任すること。

- (3) 乙は、その従業員の定着に十分留意し、頻繁な異動や退職のないよう努めることとし、やむを得ず異動や退職を行うときは、事前に甲に連絡するものとする。この場合、委託業務水準の低下を招かないよう、新規従業員には乙の責任において事前に十分なオリエンテーションや研修などを実施すること。
- (4) 甲が、乙の従業員を委託業務実施上不適当と認めたときは、乙と協議のうえ適切な対応をとるものとする。

## 7 経費負担

委託業務に要する経費の負担区分は、「経費負担区分表」（別紙3）のとおりとする。

## 8 委託費の支払い

- (1) 委託費の支払いは月払いとする。
- (2) 乙は、各月の業務完了後、朝食、昼食、夕食の各1食当たりの単価に当該月のそれぞれの食数を乗じた金額合計及び管理費について、入院患者分及び保育所分に分けて甲に請求するものとする。なお、検食は食数に含め、管理費は毎月定額とする。
- (3) 濃厚流動食又は栄養補助食品又は乳児用ミルクのみを提供したものについては、合計食数から除き、濃厚流動食、栄養補助食品、乳児用ミルクの購入実費を甲に請求するものとする。濃厚流動食、栄養補助食品、乳児用ミルクを給食と併用している場合の給食は合計食数に含めるものとする。（現在の濃厚流動食・栄養補助食品・乳児用ミルク一覧：別紙4）
- (4) 乙は、患者用非常用備蓄食糧の数量及び賞味期限等を管理し、使用した食糧の補充を行うものとし、当該補充に要する費用は委託費に含めるものとする。災害拠点病院指定要件として、3日分の食料・飲料水の備蓄が必要であるため、必要量は必ず院内倉庫に備蓄しておくこと。非常用備蓄食糧の品目は甲が指定するが、甲乙協議のうえ変更できるものとする。（現在の備蓄品一覧、非常時献立：別紙5）
- (5) 乙は、食材費の価格変動に対応するため2020年基準消費者物価指数を用いた清算方法（別紙6）を利用して単価契約に基づく請求額と価格変動による増減分を合算または相殺して精算することとする。また、契約期間中に物価指数の基準年の改定があった場合には、その月の前後で補正をして精算する。
- (6) 岐阜県の最低賃金の単価上昇分を元に、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができるものとする。

## 9 設備の貸与及び保守

- (1) 甲は、厨房等委託業務の遂行に必要な調理関連施設の使用を乙に許可するとともに、付随する設備・備品を無償で貸与する。乙は、貸与された設備・備品等を善良な管理のもとに使用しなければならない。
- (2) 乙は、使用を許可された調理関連施設及び貸与された設備・備品等に修理の必要が生じたときは、甲に申し出ることとし、甲がその必要性を認めたときは、甲の責任において修理を行う。ただし、修理が乙の責めに帰する場合、甲は乙に対し修理に要した費用の請求を行うことができる。なお、この場合において、乙は甲の許可を得て自らの負担で修理を行うことを妨げない。

## 10 代行保証

乙は、受託者の火災、労働争議、業務停止等の事情により、委託業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、あらかじめ業務の代行者を指定し、当該代行者と代行保証契約を締結しておかなければならない。

## 11 契約の解除

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に通報し契約を解除することができるものとする。

- ① 甲からの再三の注意等に対して内容の改善がなされない等、甲が乙の行う給食業務を不適当と認めるとき。

- ②乙が契約を履行しないとき、又は契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- ③乙の資力の低下等により契約を履行できない恐れがあると認められるとき。
- ④乙が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 委託業務の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手と契約を締結したと認められるとき。
  - キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を、委託業務の実施に必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）において、甲が乙に対して契約の解除を求めたにもかかわらず乙がこれに従わなかったとき。

## 12 暴力団等による不当介入を受けたときの通報義務

- (1) 乙は、委託業務の実施において、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、速やかに警察へ通報を行うこと。
- (2) 乙は、委託業務の実施において、暴力団等による不当介入を受けたこと等により、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れのある場合は、甲に連絡し協議を行うこと。

## 13 損害賠償責任

- (1) 乙は、委託業務の実施に当たって甲に損害を与えたとき、又は本仕様書に定める義務を履行しないことにより甲に損害を与えたときは、甲の請求に基づきその損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、委託業務の実施により第三者に損害を与えたときは、求めに応じ損害の賠償を行わなければならない。

## 14 秘密の保持

乙及び乙の従業員は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

## 15 業務の引き継ぎ

乙は、委託業務が満了する場合において、新たに給食業務を受託する者が円滑に業務を行えるよう協力を行うものとする。また、乙の受託期間内であっても、新たに給食業務を受託する者が現場に入ることを正当な理由なく拒否してはならない。

## 16 その他

甲において行う施設及び設備の改修、電子カルテシステム及び栄養管理システムの更新、または急激な社会情勢の変動などにより、業務内容または合計食数に大きな変動が生じたとき、その他本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙双方が協議のうえ決定するものとする。